

令和元年度 第16回庁議要旨

日時：令和元年11月26日（火）

午前8時45分～午前10時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市防犯灯維持管理等補助金交付制度の見直しについて（総務部）

本年6月から地域ぐるみで犯罪を未然に防ぎ、住民が安心して暮らせるまちづくりのため、町内会等が設置し維持管理を行っている防犯灯の新規設置、交換及び電気料金に対して補助を開始した。

しかし、新規設置において、新たに単独柱を設置する場合や、設置灯数が少ない場合に設置費用が嵩み、交換においても同様の理由などにより、申請の多数が現行の補助上限額を超えている状況であり、更なる地元負担額の軽減が求められている。

また、蛍光管の製造が平成31年3月で終了したことにより、更にLED化を推進する必要がある。

町内会等が設置する防犯灯のLED灯への新規設置・交換に対し、更なる負担軽減を図り、地域における防犯活動推進の一助とするもの。

(1) 主な内容

防犯灯新規設置及び交換補助について、1灯当たりの補助上限額を超えた部分の1割を申請者負担とし、残りの金額を補助するものとする。

【補助内容】

防犯灯新規設置費補助	
現 行	改 正 後
経費の全額を補助 (1灯当たり上限60,000円)	経費の全額を補助 (1灯当たり上限60,000円) <u>補助上限額を超えた金額の1割を申請者負担額とし、残りの金額を補助</u>

防犯灯交換費補助	
現 行	改 正 後
経費の全額（ただし、2回目以降の交換については5割）を補助 (1灯当たり上限20,000円)	経費の全額（ただし、2回目以降の交換については5割）を補助 (1灯当たり上限20,000円) <u>補助上限額を超えた金額の1割を申請者負担額とし、残りの金額を補助</u>

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に補正予算案を提案

石巻市防犯灯維持管理等補助金交付要綱の一部改正(平成31年4月1日施行(遡及適用))

各町内会・行政区等に文書等で周知予定

(随時各会議開催)

令和3年 3月 新石巻市総合計画書完成

2 令和元年台風第19号に伴う国民健康保険税及び介護保険料の減免について（健康部）

令和元年台風第19号による災害については、同年10月12日に災害救助法が適用され、国民健康保険税及び介護保険料の減免については、国の特別調整交付金により全額財政支援される見込みとなっている。

国民健康保険税及び介護保険料を減免することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

① 国民健康保険税及び介護保険料の減免の範囲及び割合

令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当した世帯等（複数の基準に該当する場合は、減免割合の大きいものを適用する。）

減免範囲	減免割合
主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯 (1) 全壊 (2) 大規模半壊、半壊又は床上浸水	全部 2分の1
主たる生計維持者が死亡し、障害者となり又は重篤な傷病を負った世帯	全部
主たる生計維持者の行方が不明となった世帯	全部

※被災者生活再建支援法で規定する長期避難世帯については、その居住する住宅の損害割合を全壊とみなす。

※その他、事業収入の減少や国保被保険者の行方不明等の減免の範囲及び割合については、別紙のとおり。

② 減免の適用期間

令和元年度分のうち、令和元年10月12日以降に納期限が設定されているもの。

(2) 今後の予定

令和元年 11月 令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び令和元年台風第19号に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例を専決処分により制定（公布の日から施行）

12月 令和元年第4回定例会で市議会に報告し、承認を求める。

3 令和元年台風第19号に伴う国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額の免除措置について（健康部）

令和元年台風第19号による災害については、同年10月12日に災害救助法が適用され、被災者に係る国民健康保険被保険者一部負担金及び介護サービス利用者負担額については、国からの通知に基づき、令和2年1月末までは支払いを猶予する扱いとなっている。

国民健康保険被保険者一部負担金及び介護サービス利用者負担額を免除することにより、被災者の医療や介護サービスを確保するとともに、経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

令和元年台風第19号による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合は、国民健康保険一部負担金及び介護サービス利用者負担額を免除する。

(※入院や入所時の食費及び居住費等は該当しない)

① 免除対象者の要件

ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合

イ 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合

ウ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合

オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

② 免除の実施方法

り災証明書が交付された世帯の対象者に「免除証明書」を交付し、受領後は医療機関や介護事業所等で「免除証明書」を提示することで免除となる。

③ 負担金等の還付

令和元年10月12日以降に医療機関や介護事業所等への支払済分については、申請により還付する。

④ 免除期間

令和元年10月12日から令和2年1月31日まで

(2) 今後の予定

令和元年 11月 令和元年台風第19号に伴う石巻市国民健康保険一部負担金等の免除に関する要綱及び令和元年台風第19号に伴う介護サービスの利用者負担額の免除に関する要綱を制定（公布の日から施行）

4 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画の策定について（産業部）

平成27年1月に内閣総理大臣の認定を受けた「第2期石巻市中心市街地活性化基本計画」の計画期間が令和2年3月で終了する。

引き続き中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を推進するため、「第3期石巻市中心市街地活性化基本計画」を策定し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。

(1) 主な内容

「第3期石巻市中心市街地活性化基本計画」の主な内容

【目指す中心市街地の都市像】

石巻らしさを活かし、市民の誇りと石巻に暮らす事の豊かさを醸成できるまち

【基本方針1】

中心市街地のコミュニティの醸成による安心安全のまちづくり

目標：定住人口の増加

指標：中心市街地における社会増減数、中心市街地における定住人口

【基本方針2】

地域の資源を生かした歩きたくなるまちづくり

目標：交流人口の増加

指標：2施設（※）の利用者数、歩行者・自転車通行量、中心市街地回遊率

※石ノ森萬画館、いしのまき元気いちば

【基本方針3】

地域の活力・市民の息づかいが見えるまちづくり

目標：市民活動参加者数の増加

指標：市民交流施設4施設（※）の利用者数

※かわまち交流センター、石巻あいプラザ、旧観慶丸商店、生協イトピアホール

(2) 今後の予定

令和元年12月 パブリックコメント実施

内閣総理大臣認定申請

令和2年 3月 内閣総理大臣認定予定

5 令和元年台風第19号に伴う被災世帯に対する下水道使用料等の減免について（建設部）

令和元年10月12日、13日の台風第19号による大雨で、多くの市民が被災し、被災世帯に対する生活支援が必要となっている。

水道料金について、今回の台風被害者に対し減免することとなったため、水道料金と連動し発生する下水道使用料、漁業集落排水施設使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料についても、減免の必要性が生じている。

令和元年10月12日、13日の台風第19号に伴い浸水被害を受け、家屋・家財等の洗浄のため下水道等を使用した方に対し、早期の生活再建等を目的として各使用料を減免する。

(1) 主な内容

下水道使用料、漁業集落排水施設使用料、農業集落排水施設使用料及び浄化槽使用料は、水道料金と連動し発生することを考慮し、水道料金と同様の手法で以下のとおり減免するものとする。

① 減免の対象月について

台風発生後からの洗浄等に使用した期間を含む11月メーター検針（12月調定分）を対象とする。

② 減免対象者

ア 次の地区において、下水道等を使用している方（住家、店舗、工場等）

(ア) 減免対象地区の確定方法

水道企業団が「り災（被災）地区別届出件数」を基に、令和元年12月の地区別水道料金調定件数に対する床上・床下浸水の合計件数の割合を算出し、割合が10%を超えた地区

(イ) 対象地区

清水町一丁目、蛇田字新下前沼及び新谷地前の一部、不動町、宇田川町、塩富町一～二丁目、渡波字祝田、渡波字梨木畑、沢田字折立、流留字一～三番囲、流留字後生橋、駅前北通り三～四丁目、美園一丁目、皿貝、馬鞍、福地、針岡、北上町長尾、北上町女川

※ 蛇田字新下前沼及び新谷地前の一部及び河北地区（皿貝、馬鞍、福地、針岡）

については、11/25 現在、水道企業団にて被害状況を最終確認中

イ 上記以外の地区で浸水被害にあった方は個別対応とし、減免申請により水道料金が減免された場合に、それに併せて各使用料も減免とする。

③ 減免水量の算定方法等

前年同月の各使用水量と前3か月の各平均使用水量のどちらか少ない方と対象月の各使用水量を比較し、増加している場合、5 m³を上限とし、増加した各使用水量を減免し、減免後の各使用料を請求する。

④ その他

ア 各使用水量が10 m³以下の場合、基本料金となるため、対象外とする。

イ 減免対象地区に居住していても、集合住宅等の2階以上に居住している方は対象外とする。

(2) 今後の予定

令和元年12月 台風発生後からの洗浄等に使用した期間を含む11月メーター検針(12月測定分)を対象とし、各使用料の減免を実施

6 (仮称)石巻市雄勝地域拠点エリアの設置について(雄勝総合支所・産業部)

雄勝地域は、太平洋に臨むリアス式海岸を有する風光明媚なエリアであり、豊かな海に支えられた水産業の町であるとともに、雄勝石を用いた硯や建築材等による伝統産業も継承される、歴史、文化、産業が相まって発展してきた地域である。

また、地域中心部には雄勝硯伝統産業会館や商店街等が集約し観光や生活の拠点として賑わいを創出していた。

しかし、東日本大震災により、地域中心部にあった建物のすべてが被災し、雄勝地域における観光・商業の機能が失われた状況となっている。

そのため、雄勝中心部地区に、賑わいを創出し復興の核となるゾーンとして、地域拠点エリア整備計画を策定し事業を進めてきた。

雄勝中心部地区は、まちづくり再生の拠点として位置づけられる地域であることから、硯伝統産業会館や観光物産交流施設などを地域拠点エリアとして整備し、雄勝地域の水産・伝統工芸・観光の振興、観光客と市民との交流の促進及び地域の活性化を図るもの。

(1) 主な内容

① 施設名称

ア 名称 (仮称)石巻市雄勝地域拠点エリア
イ 所在地 石巻市雄勝町雄勝字伊勢畑地区及び下雄勝地区の一部

② 主な施設の構成及び業務内容

構成	施設構造	延床面積	業務内容
雄勝硯伝統産業会館	木造(一部鉄骨造)、 2階建て	1,652.02 m ²	硯に関する資料の収集、 展示および歴史・文化の継承
雄勝観光物産交流館	木造(一部鉄骨造)、 平家建て	1,097.93 m ²	地域特産品等の販売 地域情報の発信・交流促進

③ 運営方法

令和2年度は市直轄運営とし、令和3年度からの施設の運営管理に関しては、指定管理者制度を導入する予定としている。

④ 施設使用料

ア 雄勝硯伝統産業会館観覧料

区分	大人、高校生	中学生、小学生
個人	200円	100円
団体（20人以上）	180円	90円

イ 雄勝硯伝統産業会館施設使用料

区分	単位	使用料
研修室	1時間当たり	430円
展示室	1時間当たり	630円

ウ 雄勝観光物産交流館テナント区画使用料 月当たり2,230円/㎡
 ※東日本大震災により被災した者のテナント料は、5年間の減免措置を講ずる。

エ 雄勝観光物産交流館物販区画使用料 月当たり2,350円/㎡
 ※テナント区画同様に5年間の減免措置を講ずる。

(2) 今後の予定

- 令和2年 1月 雄勝硯伝統産業会館建設工事完了
 雄勝観光物産交流館建設工事完了
- 2月 令和2年市議会第1回定例会へ石巻市雄勝地域拠点エリア条例について提案
 （令和2年4月施行予定）
- 4月 雄勝硯伝統産業会館開業
 雄勝観光物産交流館開業

[報告事項]

1 総合計画実施計画（令和2年度～令和4年度）及び震災復興基本計画実施計画（令和2年度）について（復興政策部）

総合計画基本計画（平成19年度～令和2年度）及び震災復興基本計画（平成23年度～令和2年度）が示す施策の実現に必要な具体的な事業の概要を明らかにし、毎年度における予算編成及び事業実施の具体的指針とするため、各実施計画を策定するもの。

なお、総合計画基本計画については、重点施策関連事業及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置つけた事業、震災復興基本計画については、復興期間の総仕上げとなる「発展期」に対応した施策の強化と「復旧・再生期」における未完了事業の完了を目指すこととし、財政状況を勘案した上で査定を実施した。

(1) 主な内容

[総合計画実施計画]

① 計画期間とローリング方式

ア 計画期間：令和2年度から令和4年度までの3か年度

イ ローリング方式：社会情勢の変化や財政状況を勘案し、毎年度、見直しを実施し、個々の事業調整を行う。

② 掲載対象：基本計画に掲げている施策に基づく各種事業のうち、市が実施する主な事業を施策単位ごとに掲載する。なお、国、県及び民間が事業主体となっていく事業であっても、市が事業費を負担・助成する事業は掲載する。行政内部事務、施設の運営・維持管理事業等は除く。

③ 構成：施策体系、目標、重点施策、施策別の事務事業計画、建設事業一覧

④ 実施計画計上事業費

建設事業費（3か年度分の事業費）として、次のとおり計上した。

(単位：千円)

区 分	事業数	建設事業費
第1章 ともに創る協働のまち	3	125,633
第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち	9	1,770,378
第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち	22	3,881,439
第4章 安心して健やかに暮らせるまち	21	3,741,860
第5章 心ゆたかな誇れるまち	17	18,241,807
第6章 地域の個性が輝き融和するまち	11	5,321,770
合 計	83	33,082,887

※ 各種特別会計の建設事業を含む。

[震災復興基本計画実施計画]

① 計画期間：令和2年度

② 掲載対象：総合計画実施計画と同様

③ 構成：復興の基本理念、策定方針、重点プロジェクト、施策別の事務事業計画及び建設事業一覧

④ 実施計画計上事業費

建設事業費（令和2年度分の事業費）として、次のとおり計上した。

(単位：千円)

区 分	事業数	建設事業費
施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり	50	62,346,413
施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す	6	1,129,619
施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる	18	13,575,169
施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる	5	8,120,324
合 計	79	85,171,525

(2) 今後の予定

令和元年12月6日 ホームページ上で公表（予定）

2 令和元年度市民意識調査の集計結果報告書について（総務部）

本調査は、広聴事業として実施しており、市の施策の特定事項について市民の関心、意向、要望等を調査し、市民の意見を市政に反映させるもの。

(1) 主な内容

調査対象者・調査内容等

① 調査対象者数：2,700人（市内に居住する満18歳以上の男女から無作為抽出）

② 調査期間：令和元年7月5日（金）～同月26日（金）

③ 調査項目：ア 東日本大震災に伴う復旧・復興事業について

イ SDGs（持続可能な開発目標）について

ウ 環境について

エ 石巻市中心市街地活性化について

オ 運動・スポーツについて

カ (仮称) 石巻市複合文化施設で開催する事業について

④ 回収結果：(回収件数) 1, 115件、(回収率) 41.3%

⑤ 調査結果：別添「令和元年度石巻市市民意識調査 集計結果報告書」のとおり

(2) 今後の予定

令和元年12月 集計結果報告書を石巻市議会、石巻記者クラブ、国会図書館等へ送付するほか、情報公開コーナーに設置するとともにホームページに掲載する。

3 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について (総務部)

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)及び成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づく、成年被後見人等(※)の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日に成立し、同月14日に公布された。これにより地方公務員法の一部が改正されることから、石巻市職員の給与に関する条例等の関係条例についても同様に改正が必要となった。

※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人

地方公務員法の一部が改正されることに伴い、関係条例の文言の整理等を行うもの。

(1) 主な内容

公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴う整備

① 石巻市職員の期末手当及び勤勉手当の支給対象者のうち、「基準日(6月1日・12月1日)前1箇月以内に、成年被後見人等に該当して失職した者」を削除する。

② 石巻市職員等の旅費に関する条例について、関係する文言の整理を行う。

※ その他の整備

上記整備に合わせて、石巻市消防団条例、石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び石巻市表彰に関する条例について、「禁錮」が常用漢字であるため、振り仮名を削除する。

(2) 今後の予定

令和元年12月 市議会第4回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正について提案

4 財政収支見通しと今後の対応について (財務部)

財政の健全な運営と事務の計画的・効率的な遂行を図るため、今回策定される「総合計画実施計画」及び「震災復興基本計画実施計画」に係る事業費とその財源を加味した令和2年度から令和4年度まで3か年の財政収支見通しを策定するとともに、復興期間終了後を見据えた今後の財源不足等への対応を示し、広く市民に周知するもの。

(1) 主な内容

- ① 石巻市の財政収支見通しの概要
 - ② 歳入の見通し
 - ③ 歳出の見通し
 - ④ 収支見通し
 - ⑤ 今後の見通しと対応
- ※詳細は別紙のとおり

(2) 今後の予定

令和元年12月中旬 ホームページに掲載

5 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金の見直しについて（復興事業部）

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、津波災害区域や地盤崩落などの自然災害から市民を守るため、住居の用に供する建築物の建築を制限する災害危険区域を平成24年12月1日告示により定め、同区域内から個別に住宅を移転する被災者に対し補助金を交付している。

消費税及び地方消費税の税率が改定されたことに伴い、令和元年10月9日付けで社会資本整備総合交付金交付要綱の一部を改正したことを受け、県から、10月30日付け補助限度額の見直しを含めた改正内容について通知された。

補助金限度額を改正することにより、移転者の消費税増税分の負担軽減を図る。

(1) 主な内容

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業のうち、以下の経費について、補助限度額の引き上げを行う。

① 危険住宅の除去等に要する経費

項目	改正前	改正後
移転費用	95万7千円	97万5千円

② 住宅の建築等に要する経費

項目	改正前	改正後
建築物本体の建築又は購入	457万円	465万円
敷地造成	59万7千円	60万8千円

(2) 今後の予定

令和元年11月 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正（施行予定：令和元年11月、適用：令和元年10月1日遡及適用）

【その他】

なし

以上